

建設業者の皆様へ



○変更届出書(事業年度終了用)は、法定期限内の提出をお願いします。

変更届出書(事業年度終了用)について、法定期限内に提出をしない建設業者が散見されますので、法の趣旨を徹底するため、平成 27 年度を周知期間とし、平成 28 年 5 月 1 日から以下のとおり期限内提出の指導及び指示処分等の監督処分を実施します。

	変更届の提出	指導・監督
決算終了後 4ヶ月以内 の提出 (※1)	<p>建設業者は、事業年度経過(決算終了)後 4ヶ月以内に変更届を提出しなければならない(法第 11 条第 2 項)。</p> <p>建設業者 決算変更届 → 土木事務所</p>	
決算終了後 4ヶ月と 1日経過 後提出が ない場合	<p>建設業者 決算変更届 → 土木事務所</p>	<p style="text-align: center;">土木事務所(集計・報告)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0ffff;"> <p>27 年度 注意・啓発(土木事務所) 28 年度 41 条指導文書(建設業課) 決算日経過後から 4ヶ月以内に提出すること</p> </div> <p>・28 年度指導文書を郵送(受領書を返送依頼)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0ffff; margin-top: 10px;"> <p>27 年度口頭注意・啓発スタンプ押印</p> </div>
決算終了後 6ヶ月と 1日経過 後提出が ない場合	<div style="background-color: #008000; color: white; padding: 10px; border-radius: 15px; margin-bottom: 10px;"> <p>これ以下の指示処分等の監督処分は、1 年間の周知期間を経た平成 28 年 5 月 1 日から実施します。</p> </div> <p>建設業者 決算変更届 → 土木事務所</p>	<p style="text-align: center;">土木事務所(集計・報告)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #ffffe0;"> <p>指示処分(建設業課) (※2) 決算日から 4ヶ月以内に提出すること</p> </div> <p>・指示処分通知書を手交 (指示処分日から 3 年以内に再び類似の違反行為を行った場合は営業停止処分となります。)</p>
	<p>これ以後、 指示処分に従わないときは、営業停止処分が、さらに営業停止処分に違反したときは、許可の取消し処分が行われます。(※2)</p>	

※1 法人税法第 74 条…内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、税務署長に対し、確定した算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。(略)
所得税法第 120 条…居住者は、その年分の総所得金額(を)(略)、その年の翌年 2 月 16 日から 3 月 15 日までの期間(略)において、税務署長に対し、(略)申告書を提出しなければならない。

※2 以降、営業の沿革(様式第 20 号)の賞罰欄に当該処分履歴が掲載され、経営事項審査の点数にも影響します。